

IV-9 自然

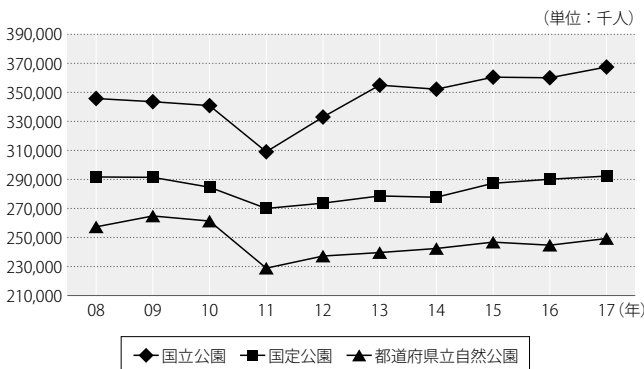
国立公園でのインバウンドの拡大
多様な宿泊体験の提供、入域料の導入を検討

1. 自然公園法に基づく公園に関する動向

①利用者の推移

2017年の自然公園全体の利用者数は9億908万人（前年比100.6%）でほぼ横ばいであった（図IV-9-1）。これを公園種別に見ると国立公園（34ヶ所）は3億6,747万人（同102.3%）、国定公園（56ヶ所）は2億9,231万人（前年比100.7%）、都道府県立自然公園（311ヶ所）は2億4,929万人（前年比101.6%）であった（図IV-9-1）。個別の国立公園ごとに見ると、10%以上の増減があったのは、釧路湿原国立公園（前年比122%）、小笠原国立公園（同133%）、白山国立公園（同132%）、阿蘇くじゅう国立公園（同119%）、屋久島国立公園（同113%）、となった。

図IV-9-1 自然公園の利用推移(2008-2017年、10年間)



資料：自然公園等利用者数調（環境省）をもとに（公財）日本交通公社作成

国立公園に関しては、訪日外国人利用者数の推計も行われている。環境省によると、2017年の外国人利用者数は6,001千人であった（表IV-9-1）。そのうち、最も多い国立公園は、富士箱根伊豆国立公園の2,580千人、次に阿蘇くじゅう国立公園の926千人、支笏洞爺国立公園の901千人であった。

表IV-9-1 国立公園の訪日外国人利用者数(2017年、上位10)

順位 ^{※2}	国立公園名	16年	17年	18年
1	富士箱根伊豆国立公園	2,577	2,580	2,991
2	阿蘇くじゅう国立公園	675	926	1,034
3	支笏洞爺国立公園	827	901	1,068
4	瀬戸内海国立公園	310	387	676
5	中部山岳国立公園	351	382	376
6	上信越高原国立公園	265	322	341
7	日光国立公園	241	271	304
8	霧島錦江湾国立公園	79	129	142
9	伊勢志摩国立公園	61	76	49
10	吉野熊野国立公園	59	67	63
合計（推計実利用者数）		5,457	6,001	6,940
訪日外客数全体 ^{※1}		24,039	28,691	31,192

※1 出典：日本政府観光局「訪日外客数」

※2 2017年度上位10位以内にあった各国立公園

資料：国立公園訪日外国人利用者数の推計について（環境省）をもとに（公財）日本交通公社作成

②公園区域及び公園計画の変更

●やんばる国立公園一返還地の大半を編入

2018年5月28日付で中央環境審議会より答申を受け、6月29日付でやんばる国立公園の公園区域及び公園計画の変更が官報で告示された。

国立公園として一体的に風致景観の維持及び適正な利用の増進を図る必要性がある区域として、返還地（同国立公園に隣接するアメリカ軍北部訓練場の一部）の大半を含む脊梁山地を中心にした約3,700haが公園区域に編入された。同公園区域の編入や森林ツーリズムの推進に向けた地域の動き等を踏まえ、適切な保護規制計画及び利用施設計画（園地や歩道）が追加された。

●霧島錦江湾国立公園一雄川の滝を編入

2018年7月3日付けで中央環境審議会より答申を受け、8月10日付けで霧島錦江湾国立公園の公園区域及び公園計画の変更が官報で告示された。

2016年に開始した「国立公園満喫プロジェクト」（後述③参照）の取り組みを先行的・集中的に進める公園の一つとして同公園が選定されたことを受け、地域協議会において策定した「ステップアッププログラム2020」に基づく施策を推進するため、霧島地域及び錦江湾地域において、公園計画の変更が行われた。

今回の変更では、錦江湾地域において、大隅南部県立自然公園の一部である「雄川の滝」及びその下流の溪谷が公園区域に編入された。

●瀬戸内海国立公園一六甲山及び摩耶山に集団施設地区を追加

同じく2018年7月3日付で中央環境審議会より答申を受け、8月13日付で瀬戸内海国立公園の公園区域及び公園計画の変更が官報で告示された。

瀬戸内海国立公園六甲地域は古くから関西における避暑地、保養地として親しまれてきたが、近年は企業の保養所や別荘が利用されず遊休化し、老朽化した施設が風致を害するなどの課題が生じており、地元自治体や民間事業者が六甲山の活性化に向けた取り組みを進めていた。大都市の近郊にありながら豊かな自然が保全されているという最大の特徴を活かし、質の高いサービスの提供が行われるよう、適正な利用の推進が急務となっていた。

今回は、同地域を取り巻くこれらの情勢変化を踏まえ、六甲山らしい公園利用を推進するため、六甲山及び摩耶山に集団施設地区を追加するほか、利用施設の整理や地種区分の変更など、必要な見直しが行われた。

●上信越高原国立公園一志賀高原地域の公園計画の変更

2018年11月12日付で中央環境審議会より答申を受け、2019

年1月31日付で上信越高原国立公園志賀高原地域の公園計画の変更が官報で告示された。

1949年の指定以来、公園区域及び公園計画の全般的な見直しが行われていなかった志賀高原地域について、自然的及び社会的状況の変化を踏まえ、本地域の風致景観の保全と適正な利用の増進を図るため、大半の普通地域を特別地域として指定する等、保護規制計画と利用施設計画の抜本的な見直しが行われた。

③国立公園満喫プロジェクト有識者会議

環境省は、2016年3月30日に政府がとりまとめた「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき、日本の国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてのブランド化を図ることを目標に、「国立公園満喫プロジェクト」を実施している。

2018年は、計3回の有識者会議が開催された(表IV-9-2)。第7回、第8回会議では、同プロジェクトの中間評価についての議論が行われ、7月30日付で評価結果が公表された。それを受けて、第9回会議では、2020年までの年次計画を含む同プロジェクトの今後の進め方と今後の予定について議論が行われ、9月3日に公表された。その内容は、以下の通りである(表IV-9-3)。

表IV-9-2 有識者会議の概要(資料)

第7回(3月12日(月))
1-1 国立公園満喫プロジェクト先行8公園を中心とした取組状況と今後の予定
1-2 国立公園満喫プロジェクト工程表
2-1 国立公園満喫プロジェクトの中間評価について
2-2 中間評価に関わる各種調査の結果について
2-3 国立公園満喫プロジェクトを進める上での考え方
第8回(6月29日(金))
1 中間評価の流れ
2-1 有識者会議委員による先行8公園視察
2-2 先行8公園における中間評価(自己評価)
3-1 国立公園満喫プロジェクト 中間評価(案)
3-2 先行8公園以外の公園での主な取組
第9回(8月7日(火))
1-1 国立公園満喫プロジェクトの今後の進め方(案) 概要版
1-2 国立公園満喫プロジェクトの今後の進め方(案)
2 国立公園満喫プロジェクト先行8公園を中心とした取り組み状況と今後の予定

資料：環境省資料より(公財)日本交通公社作成

表IV-9-3 国立公園満喫プロジェクトの今後の進め方構成

1. 国立公園満喫プロジェクトの今後の方向性
<ul style="list-style-type: none"> 日本の国立公園の特徴とインバウンド 基本的な視点(最大の魅力は自然そのもの/暮らしや文化とともにある国立公園/体積で考える/多様なニーズに対応した楽しい国立公園/広域的な視点で考える/利用者目線から現場を改善する/サステナビリティの視点を取り入れる)
2. 国立公園満喫プロジェクトの指標と目標
<ul style="list-style-type: none"> 訪日外国人国立公園利用者数 質の指標(国立公園での訪日外国人旅行消費額(円)/国立公園周辺外国人延べ宿泊者数(泊)/国立公園での外国人リピーター率(%)/先行8公園での満足度(%)(「大変満足」の割合))
3. 国立公園満喫プロジェクトの枠組み
4. テーマ別の取組
<ul style="list-style-type: none"> 民間活用によるサービス向上(多様な宿泊体験の提供・公共施設の民間開放・民間事業者との連携)/受入環境の整備(コンテンツの磨き上げ・受入体制強化/引き算の景観改善/基盤整備/人材育成/利用者負担による保全の仕組み作り)/プロモーション/関係省庁や地域との連携/体制強化/質の指標の活用/全国展開

資料：環境省資料より(公財)日本交通公社作成

④国立公園の宿泊事業のあり方

先の「国立公園満喫プロジェクト」においては、地域資源の新たな魅力や価値を創出し、地域の活性化につなげていくため、国立公園の豊かな自然やそこに根ざした地域の文化をより深く満喫してもらうような滞在を増やしていくことが重要であり、高付加価値で多様な宿泊体験を提供していくことが課題となっている。

同課題への対応を検討することを契機として、特に自然公園法に基づく宿泊事業という観点から国立公園の利用者のニーズの変化や社会情勢の変化も踏まえ、現在直面している様々な課題についても併せて検討し、国立公園の宿泊事業のあり方について、今後の施策の方向性及び可能な範囲で具体的な対応策を示すことを目的として、検討会が開催された。

2018年には、8名の有識者からなる検討会での議論(3回)を踏まえて、環境省は「国立公園の宿泊事業のあり方について」をとりまとめた(表IV-9-4)。

表IV-9-4 国立公園の宿泊事業のあり方について

基本的な考え方
<p>(1) 国立公園の宿泊事業の役割 自然公園法に基づき、事業者は国に代わって国立公園の非日常の風景の中での宿泊を公平に提供。保護された自然環境の中で事業を行う者として、自然環境の保全と地域の将来像に責任をもった事業の実施が必要。また、宿泊機能だけでなく自然や地域文化を満喫するアクティビティや情報の提供を行う拠点としての役割も求められる。</p> <p>(2) 管理経営に求められる基本的な考え方 宿泊事業の管理経営における基本的な事項について整理。 一国立公園の自然環境の保全への貢献/その土地にふさわしい本物の体験ができるアクティビティの充実/持続可能性を考慮した環境対策の推進/地産地消による地域社会の持続性への貢献</p>
目指す方向性
<p>(1) 国立公園の魅力を発信する新たな宿泊体験の提供 自然や文化への理解が深く、その土地にふさわしい本物の体験に価値を感じる旅行者に向けた宿泊施設は、小規模で風景と調和し、徹底した環境の取組が求められる。これらが事業としても持続可能であるためには、高付加価値なサービスとしていくことが必要。 ①新たな宿泊体験のイメージ(【小規模で高付加価値なホテル】【グランピング】【再生古民家])</p> <p>(2) 国立公園の魅力を発信する新たな宿泊体験の充実に向けた対応 既存エリア・施設の再生・上質化 既存の開発エリアや施設では定期的な設備投資等により質を維持しつつ、劣化した施設の再生と上質化により、増加する訪日外国人旅行者等の新たな利用者ニーズに対応。 ①集団施設地区等の再生/②新たな廃屋化の防止/③多様化する経営手法への対応(【所有・経営・運営の分離】【分譲型ホテルの課題])</p>

資料：環境省資料より(公財)日本交通公社作成

2. エコツーリズム推進法に基づく動向

①エコツーリズム推進全体構想の認定

2018年4月6日付で認定されたエコツーリズム推進全体構想は2件、9月10日付で認定されたエコツーリズム推進全体構想は1件(表IV-9-5)であり、これにより全体構想の認定は全国で15件となった。

表IV-9-5 エコツーリズム推進全体構想の概要

檜原村エコツーリズム推進全体構想(平成30年4月)	
協議会名	: 檜原村エコツーリズム推進協議会
推進する地域	: 東京都檜原村全域
エコツアー	: 【基本的な考え方】面積の80%が秩父多摩甲斐国立公園内にあり、周囲を標高1,000mの山稜に囲まれた豊かな自然環境や、自然との関わりから生まれた村の歴史、文化資源を持続的に保全し、その積極的な活用を通じて活力ある観光地域づくりの実現を図る【ツアー内容】貴重な植生、巨樹、野草などを楽しむエコツアー / 四季折々の滝を巡るエコツアー / 川や沢を使ったエコツアー / 祭りや伝統芸能を体験するエコツアー
下呂市エコツーリズム推進全体構想(平成30年4月)	
協議会名	: 下呂市エコツーリズム推進協議会
推進する地域	: 岐阜県下呂市全域
エコツアー	: 【基本的な考え方】市内の標高差2,800m、温帯から冷温帯への移行帯の森など多様性のある豊かな自然を有する下呂市で、平成28年1月に策定した「下呂市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において掲げたDMOの確立や滞在型観光地づくりを進め、持続可能な地域づくりを実現する【ツアー内容】御嶽山麓の滝を活用したツアー(のんびりハイキング、カフトレッキング、シャワークライミング、冬の滝めぐり) / 里地里山を活用したツアー(いやしりの里竹原めぐり、馬瀬里山ミュージアムガイドツアー) / 飛騨街道を活用したツアー(萩原宿歴史探訪ツアー、筋骨めぐり)など
赤城山エコツーリズム推進全体構想(平成30年9月)	
協議会名	: 赤城山エコツーリズム推進協議会
推進する地域	: 群馬県赤城山頂の大沼を囲む外輪山(前橋市域)、南麓に広がる荒山、鍋割山
エコツアー	: 【基本的な考え方】都心から約2時間の位置にある赤城山は貴重な植物が豊富にある覚満淵などの自然資源や、赤城神社や句碑の道などの歴史・文化に恵まれている。これら自然観光資源の一層の保全と同時に、体験の機会を提供するなど活用することにより、さらなる地域振興及び持続可能な地域形成を目的とする【ツアー内容】赤城山覚満淵自然観察会 / 赤城山白樺牧場ツツジ散策ツアー / スターウォッチング / 赤城山スノーシューハイキング

資料：環境省ホームページより(公財)日本交通公社作成

3. 世界自然遺産の動向

①世界自然遺産小笠原諸島管理計画の改定

環境省、林野庁、文化庁、東京都及び小笠原村は、2010年1月に「世界自然遺産推薦地小笠原諸島管理計画」を策定し、同計画に基づいて、小笠原諸島世界自然遺産地域の保全管理を行ってきた。

近年、小笠原諸島をめぐるのは、新たな地域への外来種の侵入に伴い、総合的な外来種対策の見直しが必要となっている一方で、特定の外来種対策の進展に伴い、固有種の回復が確認されるなど、現行計画の策定から8年の間に、世界自然遺産登録もはさみ、様々な状況の変化が見られる。このため、新たな知見や状況の変化を踏まえて現行計画を見直し、2018年3月に「世界自然遺産小笠原諸島管理計画」を策定した。

②「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の再推薦

日本政府は、2017年に「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」(鹿児島、沖縄)を国連教育科学文化機関(ユネスコ)に対して世界自然遺産として正式推薦したが、2018年5月に国際自然保護連合(IUCN)から世界遺産一覧表への「記載を延期」することが適当と勧告された。それを受けて、6月に一度推薦を取り下げ、関係行政機関や地域関係者と連携し、有識者の意見を伺いながら、再推薦に向けた準備を進めた。

そして2018年11月に日本政府は、世界遺産条約に基づく2020年の世界遺産委員会における世界遺産登録審査に向けて、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」世界自然遺産候補地を改めて今年度の推薦候補とすることを明らかにした。

4. その他

①日本ジオパークの動向

2018年に第34回日本ジオパーク委員会が開催された。現地調査の上、ユネスコ世界ジオパーク国内再認定、日本ジオパーク新規認定及び再認定の審査が行われた。また、2017年夏に実施されたユネスコ世界ジオパーク再認定審査の結果が判明した。その結果は、以下の通り(表IV-9-6)。

ユネスコ世界ジオパークにおいては、3件が再認定、1件が条件付き再認定、新規認定が1件となった。伊豆半島は国内で9番目のユネスコ世界ジオパークとなった。

日本ジオパークは、新規認定1件、再認定2件、条件付き再認定1件、認定見送り1件だった。結果、日本ジオパークは44地域となった(ユネスコ世界ジオパーク9地域を含む)。

表IV-9-6 ジオパークの認定審査結果

ユネスコ世界ジオパーク	
再認定	糸魚川ユネスコ世界ジオパーク / 隠岐ユネスコ世界ジオパーク / 島原半島ユネスコ世界ジオパーク
条件付き再認定	洞爺湖有珠山ユネスコ世界ジオパーク (二年間の条件付き)
新規認定	伊豆半島ユネスコ世界ジオパーク
ユネスコ世界ジオパーク国内再認定及び日本ジオパーク新規認定	
再認定	洞爺湖有珠山ユネスコ世界ジオパーク / 室戸ユネスコ世界ジオパーク
条件付き再認定	アボイ岳ユネスコ世界ジオパーク
新規認定	萩ジオパーク
認定見送り	土佐清水

資料：日本ジオパークネットワーク公式ホームページより(公財)日本交通公社作成

②竹富町における入域料導入に向けた検討

竹富町では、「地域自然資産法(正式名称:地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律(2014年6月制定、2015年4月施行)」に基づく「竹富島地域自然資産協議会」を2017年9月に発足し、2019年4月の入域料導入を目指し、本格的に検討を開始した。同法に基づき、地域自然資産区域内で自然環境の保全及びその持続可能な利用を推進するために実施する事業であって、区域内に立ち入る者から収受する料金をその経費に充てる「地域自然環境保全等事業」や、都道府県又は市町村が、自然環境トラスト活動を促進する「自然環境トラスト活動促進事業」等を「地域計画」として定める予定である。

2018年5月までに計4回の協議会を開催。第4回協議会では「竹富島地域自然資産地域計画(案)」が承認され、委員長から町長に答申された。竹富島へ入島した観光客から任意の協力金300円の徴収を想定。2019年4月の導入に向けて、

活動主体となる新設法人の設立と船舶会社との料金徴収に関する調整が進められた。新設法人「一般財団法人竹富島地域自然資産財団」は2019年5月に設立。他方、船舶との調整は難航し、決裂した。同年8月7日には、第1回竹富島地域自然資産運営協議会が開催され、入域料の徴収業務を竹富島地域自然資産財団に委託し、券売機で徴収することが承認された。計画原案の変更が行われ、それを受けて、竹富町は、令和元年8月に「竹富島地域自然資産地域計画」を策定。9月1日から徴収を開始した。

③妙高山・火打山での自然環境保全に向けた社会実験の実施

妙高山・火打山の美しい自然を保全し、次の世代に継承していくため、自然環境保全にかかる500円の協力金を、登山者に任意でお願いする社会実験を環境省と妙高市が協力して実施した。期間は2018年10月1日(月)から21日(日)まで。笹ヶ峰、燕温泉、新赤倉登山口の3箇所の登山口にて行われた。入域料は妙高山・火打山の登山道整備やライチョウ保護のために役立てられる。同社会実験の結果は以下の通り(表Ⅳ-9-7)。

協力率75.1%という一成果が得られたことを受けて、入域料の本格導入に向けて、2019年度に登山シーズンを通じた社会実験を実施する(実施期間:2019年7月1日～10月31日)。

表Ⅳ-9-7 妙高戸隠連山国立公園(妙高山・火打山)における入域料等に関する社会実験の概要

実施期間	2018年10月1日(月)～10月21日(日) 5:00～17:00(一部8:00～16:00)
実施箇所	新潟県妙高市 妙高山・火打山の3つの登山口(笹ヶ峰登山口、燕温泉登山口、新赤倉登山口)
社会実験の結果①	自然環境保全協力金について ・各登山口に係員を配置し、自然環境保全に係る協力金(500円)の寄付を依頼(一部、募金箱の配置のみ)。 【協力者数】2,963人(登山者以外の協力者も含む) 【金額】1,460,277円(500円以外の金額も受付) 【協力率】75.1%(登山者数3,459人、協力者数2,963人)
社会実験の結果②	アンケート調査について ・下山された方に、自然環境や登山道に関するアンケート調査を実施 【対象者数】2,837人 【回収数】1,486人 【回収率】52.4% <今回の社会実験について> 【社会実験の認知度】来る前から知っていた(35.6%)、道中で知った(4.9%)、登山口で初めて知った(58.9%)、無回答(0.6%) [単一回答] 【協力金の支払い状況】支払った(83.4%)、支払わなかった(15.3%)、無回答(1.2%) [単一回答] ※実際の協力率は75.1%であったため、回答は実際よりも支払った人の回答に偏りがある。 【支払った理由*上位5つ】趣旨に賛同したから(61.7%)、登山者として当然だと思ったから(52.3%)、受付の係員がいたから(15.3%)、記念品がもらえるから(5.2%)、強制だと思ったから(4.4%) <今後の妙高山・火打山における協力金制度の導入について> 【協力金の支払い義務】原則登山者全員が支払うべき(58.1%)、協力したい人が支払うべき(36.5%)、支払う必要はない(0.7%)、無回答(4.7%) [単一回答] 【支払ってもよいと思う金額】500円(59.0%)、1000円(15.2%)、300円(13.5%) [単一回答] *上位3つのみ

資料：環境省及び妙高市ホームページより(公財)日本交通公社作成

(後藤 健太郎)